

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日
が休息日
に当たるときは、
当日を翌日とする)

目 次

◇規 則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日と定める規則（建築課）

議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員厚生課）
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（建築課）

公布された規則のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 知事が指定する訪問看護事業者による療養の給付についても療養補償たる療養とすることとした。（第六条関係）
- 二 公務（通勤）災害補償通知書等について、一に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行し、平成六年十月一日から適用することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
一 新設した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。

団地名	種別	住戸番号	戸数	家賃月額
東今在家団地	第一種県営住宅	一〇一号から一〇六号までの住宅	六	四三、七〇〇円
		二〇一号から二〇六号まで及び三〇一号から三〇六号までの住宅	一一	四三、二〇〇円
上福原第二団地	第一種県営住宅	一〇一号及び一〇六号の住宅	二	三五、七〇〇円
		一〇二号から一〇五号までの住宅	四	四三、九〇〇円
		二〇一号から二〇六号まで及び三〇一号から三〇六号までの住宅	一一	四三、四〇〇円

二 建替えを実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更することとした。

団地名	種別	住戸番号	戸数	一月の家賃額	
				現行	改正後
高草団地	第一種県営住宅	二一〇一号及び二一〇六号の住宅	二	四、二〇〇円	一六、二〇〇円
		二一〇一号から二一〇五号までの住宅	四	四、二〇〇円	一九、九〇〇円
		二一〇一号から二一〇六号まで及び二一三〇一号から二一三〇六号までの住宅	一一	四、二〇〇円	一九、四〇〇円

三 この規則は、平成七年一月一日から施行することとした。ただし、高草団地及び上福原第二団地に関する部分は、同年二月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成六年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成六年七月鳥取県条例第二十四号）第一条中別表第一の改正規定のうち、東今在家団地に関する部分の施行期日は平成七年一月一日とし、上福原第二団地に関する部分の施行期日は同年二月一日とする。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。」の下に「又は知事の指定する訪問看護事業者（居宅を訪問することによる療養上の世話又は必要な診療の補助の事業を行う者をいう。以下同じ。）」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第七条中「による」の下に「補償の」を加え、「指定医療機関」を「第六条に規定する指定医療機関又は訪問看護事業者」に改める。

様式第一号中 「二 病院又は診療所への取浴」を「二 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」に改める。

「二 病院又は診療所への取浴」を「二 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」に改める。

様式第二号中「指定医療機関」を「指定医療機関等」に改める。

様式第三号中

4 看護料	<input type="checkbox"/> 看護料 <input type="checkbox"/> 看護料 <input type="checkbox"/> 看護料	年 月 日から 年 月 日まで
-------	--	--------------------

日間	円	を	4 看護料	<input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 看護料 <input type="checkbox"/> 看護料	年 月 日から 年 月 日まで
----	---	---	-------	---	--------------------

内訳は「10 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり

年 月 日から 年 月 日まで	日間	円
--------------------	----	---

*9 診療費請求明細									
(1) 傷病名 ア イ ウ	(2) 診療開始日 ア イ ウ 年 年 年 月 月 月 日 日 日	診療期間 年 月 日 から 年 月 日まで	診療日数	中止	死亡	年 月 日	転帰	(3) 診察	
								初診	再診
時間外・休日・深夜	再内時休日・深夜	診診外	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回
往診	指導	通間風路	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回
普夜深夜雨雪	暴間風路	難路	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回
内服	薬調・薬調	剤処	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回
外服	薬調・薬調	剤処	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回
皮下筋肉内	皮静そ	内内他	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回
(6) 処置料	薬 剤		回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回
(7) 麻酔料・手術料	薬 剤		回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回
(8) 検査料	薬 剤		回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回	回回回

(9) レントゲン料	回 回
(10) その他	
(11) 入院	入院時基本診療料 (室料・看護料・給食料) 点 食有 × × 日間 食無 × × 日間 特食 × × 日間 入院時医学管理料 2週間以内 × × 日間 2週間超~ 1月以内 × × 日間 1月超~3月以内 × × 日間 3月超 × × 日間
(12) 診療報酬点数表により計算できるもの	合計点数 × 1点単価
(13) 診療報酬点数表により計算できないもの	
(14) 診療費請求合計額	(12)+(13) 円

上記の事項は、事実と相違ありません。(この欄の記入は、診療にあつた医療機関等に療養補償の費用の受領を委任する場合は、不要です。)

診療機関の 所在地 名称 医師の氏名

* 9 診療費請求明細										
(1) 傷病名	ア イ ウ		(2) 診療開始日	ア イ ウ			診療期間 年月日	診療日数	年月日	から日まで
	初診	再診		年月日	年月日	年月日				
(3) 診察料	再診	時間外・休日・深夜	帰	治ゆ	継続	転医	中止	死亡	日	
	往診	再内時休日・深夜								
(4) 投薬料	内服	普夜深雨	帰	治ゆ	継続	転医	中止	死亡	日	
	外用	通間風路								
(5) 注射料	皮下筋肉内他	暴難	帰	治ゆ	継続	転医	中止	死亡	日	
	皮静脈の	暴難								
(6) 処置料	薬劑	暴難	帰	治ゆ	継続	転医	中止	死亡	日	
	薬劑	暴難								
(7) 手術・麻酔料	薬劑	暴難	帰	治ゆ	継続	転医	中止	死亡	日	
	薬劑	暴難								
(8) 検査料	薬劑	暴難	帰	治ゆ	継続	転医	中止	死亡	日	
	薬劑	暴難								

(9) レントゲン料	回数	
(10) その他		
(11) 入院	年月日	年月日
病室	入院時基本診療料 (室料・看護料・給食料) 点	
食普	食有 × 日間	
食特	食無 × 日間	
診	特食 × 日間	
院	入院時医学管理料	
所	2週間以内 × 日間	
その他	1月以内 × 日間	
	1月超～3月以内 × 日間	
	3月超 × 日間	
(12) 診療報酬点数表により計算できるもの	合計点数 × 1点単価	円
(13) 診療報酬点数表により計算できないもの		円
(14) 診療費請求合計額	(12) + (13)	円

上記の事項は、事実と相違ないことを証明します。(この欄の記入は、診療に当たった医療機関等に療養補償の費用の受領を委任する場合は、不要です。)

年 月 日

所在地 診療機関の { 名称 医師の氏名 }

㊞

*10 訪問看護事業者の証明		(患者氏名)	
傷病名	(訪問看護期間)	年 月 日から	年 月 日まで
傷病の経過	訪問看護の回数	回	
基本療養費	保健婦、保健士、看護婦、看護師、理学療法士、作業療法士	指示年月日	年 月 日
円 × 回	円 × 回	主治医への直近報告年月日	年 月 日
准看護婦、准看護師	円 × 回	訪問日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
管理療養費	初日	提供した情報の概要	
円 × 回	2回目以降	情報提供先の市区町村名	(備考)
情報提供療養費	円	合計	円
ターミナルケア療養費	死亡年月日	年 月 日	年 月 日
合計	訪問看護の指示を受けた医療機関の名称及び主治医の氏名	医療機関の名称	主治医氏名

上記の事項は、事実と相違ないことを証明します。(この欄の記入は、訪問看護に当たった訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任する場合は、不要です。)

訪問看護事業者の
 年 月 日
 所在地
 名称
 訪問看護事業者の
 代表者氏名



に

改め、同様式の注意事項3中「4 看護料」を「4 看護料(訪問看護を除く。)」に改める。

この規則は、公布の日から施行し、平成六年十月一日から適用する。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十九号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表高草団地の項中	第一種県管住宅	一号から二四号までの住宅
	住宅	二五号から三六号まで及び四三号から四八号までの住宅

二四	四、二〇〇円
一八	四、八〇〇円

を	第二種県管住宅	二五号から三六号まで
	住宅	から四八号までの住宅

末恒第二団地の項の次に次のように加える。

一―二〇一号から一―二〇六号まで及び一―三〇一号から一―三〇六号までの住宅	二	一八、八〇〇円
二―一〇一号及び二―一〇六号の住宅	二	一六、二〇〇円
二―一〇一号から二―一〇五号までの住宅	四	一九、九〇〇円
二―二〇一号から二―二〇六号まで及び二―三〇一号から二―三〇六号までの住宅	二	一九、四〇〇円

に改め、同表

〇一号から一―二〇六号まで及び一―三〇一号から一―三〇六号までの住宅

一八、八〇〇円

を

及び四三号
一八
四、八〇〇円

に、

〃
〃
〃
〃
一―二〇一号から一―二〇六号まで及び一―三〇一号から一―三〇六号までの住宅

〃	〃	〃	〃
---	---	---	---

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】

この規則は、平成七年一月一日から施行する。ただし、高草団地及び上福原第二団地に関する部分は、同年二月一日から施行する。

附 則

上福原第二団地	第一種県営住宅	
	〃	〃
〇一号から三〇六号までの住宅	二	三五、七〇〇円
二〇一号から二〇六号まで及び三〇一号から三〇六号までの住宅	四	四三、九〇〇円
〇一号から三〇六号までの住宅	二	四三、二〇〇円

別表上福原団地の項中「上福原第一団地」を「上福原第一団地」に改め、同項の次に次のように加える。

東今在家団地	第一種県営住宅	
	〃	〃
〇一号から一〇六号までの住宅	六	四三、七〇〇円
二〇一号から二〇六号まで及び三〇一号から三〇六号までの住宅	二	四三、二〇〇円